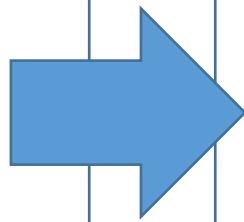


高額療養費支給手続を 簡素化できます！

これまでは…

診療月ごとに

窓口等で申請が必要



簡素化申請後は…

申請が原則不要

登録口座へ自動振込！！



窓口に行く手間なし！

申請忘れの心配なし！

次のいずれかに該当する場合は振込を停止します

- ①指定口座に振込ができなくなったとき
- ②世帯主が死亡したとき
- ③保険料の滞納があるとき
- ④医療機関等に対して一部負担金の滞納があるとき
- ⑤申請内容に偽りその他不正があったとき

自動振込が停止されたときは…

「高額療養費の支給申請について」が
送付されますので再度申請をしてください。

詳しくは裏面を
ご確認ください。

申請方法

- ・新居浜市役所 1階 国保課 9番窓口で申請する。
- ・郵送にて申請する（別途必要書類がありますのでお問い合わせください）。

※ただし、高額療養費の支給対象となるまで簡素化申請はできませんので、あらかじめご了承ください。対象となった方には「高額療養費の支給申請について」を送付する際に簡素化申請書を同封してご案内いたします。

申請に必要なもの

- ・高額療養費支給手続簡素化申請書
- ・来られる方の本人確認ができるもの（別世帯の方が手続きされる場合は委任状が必要）
※顔写真付きで官公署が発行したもの1点（個人番号カード・運転免許証等）もしくは、
官公署が発行した名前及び生年月日又は住所が記載されているもの2点（健康保険証、介護保険証、年金手帳等）
- ・希望する振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
※世帯主以外の口座を登録する場合、申請書の委任状欄を申請者（世帯主）が自署してください。

注意事項

- ・国保料の滞納がある人や、医療機関への支払いが済んでいない人は対象外です。
- ・後期高齢者医療制度へ移行した場合は再度申請が必要となります。
- ・一部負担金（医療機関での窓口負担額）の支払いについて医療機関等に確認する場合があります。
- ・審査等により振込が遅れる場合があります。
- ・審査や所得区分の変更により、高額療養費が過払いになった場合、返還請求をすることがあります。

別途届出が必要な場合

- ・交通事故等の第三者行為により負傷したとき。
- ・振込先の変更や停止を希望するとき。
- ・世帯主や保険証の番号が変わったとき。
- ・自動振込が停止されて支給申請についての案内が届いたとき。

お問い合わせ先

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所 国保課 給付係

電話：0897-65-1230